

市税の猶予制度のお知らせ

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付する日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、納期限までの納付や財産の換価(公売等)などが猶予される制度があります。

この猶予制度につきましては、平成28年4月からは、新たに申請によって「換価の猶予」の手続きができるようになります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当する場合



その市税の納期限から6か月以内に申請することにより、納付できないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。

※原則1年以内の期間の分割納付により、猶予された市税を完納するものです。

※申請にあたっては、申請前の形式審査、申請後の本審査により猶予の決定がされます。

※上記における申請による換価の猶予のほか、職権に基づく換価の猶予制度があります。

徴収の猶予

- ①財産について、災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などの理由により、市税を一時に納付できない場合



申請することにより、納付できないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

※原則1年以内の期間の分割納付により、猶予された市税を完納するものです。

※申請にあたっては、申請前の形式審査、申請後の本審査により猶予の決定がされます。

※⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった納期限までに申請する必要があります。

猶予が適用された場合

- ・猶予期間中の延滞金の全部又はその一部が免除されます
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます

※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

小樽市財政部納税課収納グループ Tel0134-32-4111(内線251~254)